

## 新市建設計画の作成について

新市建設計画の作成等については、合併特例法第五条で規定されています。

### 市町村の合併の特例に関する法律

第五条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- 一 合併市町村の建設の基本方針
- 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- 三 公共的施設の統合整備に関する事項
- 四 合併市町村の財政計画

当合併協議会では、「新市建設計画策定小委員会」を設置し、2市2町が合併する場合、どのような新しいまちづくりを行うかなどについて、協議・検討を進めていきます。

## 新市建設計画策定小委員会の役割

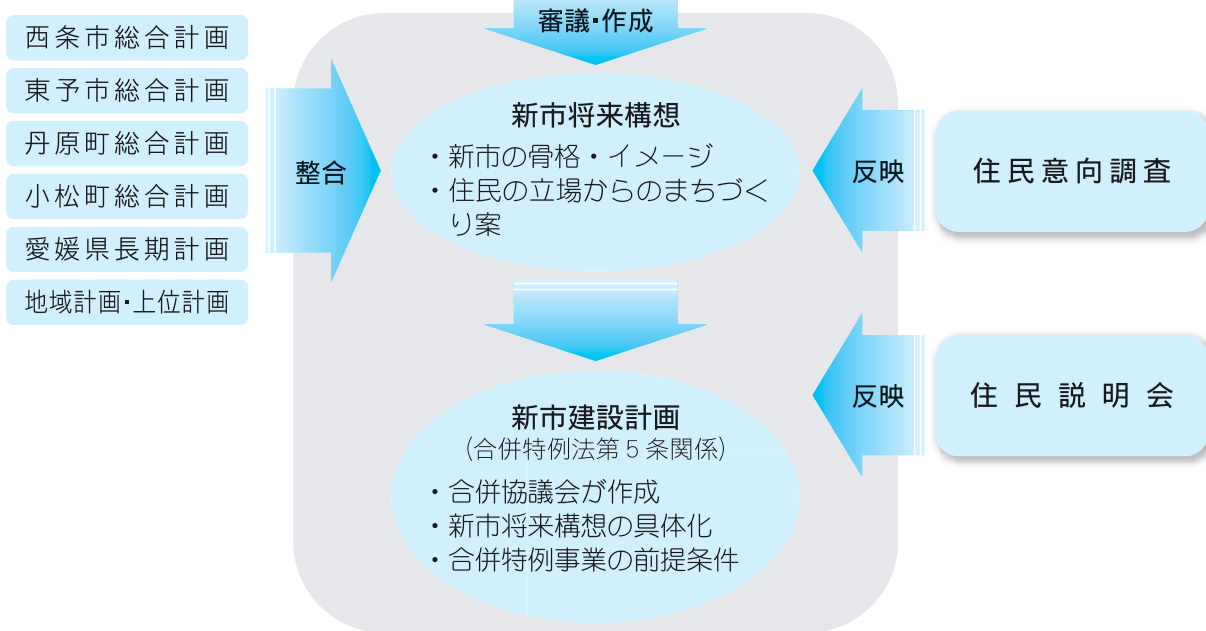
新市建設計画策定小委員会は、合併協議会から付託される新市建設計画の作成に関する事項について、調査または審議を行う組織です。

具体的には、2市2町が合併した場合のまちづくりに対する住民意向を踏まえ、新市のまちづくりの理念や方向性、合併の効果などについて検討を行います。▽**新市将来構想の策定**

さらに、先に策定した新市将来構想を具現化するためのプロジェクトをはじめ、公共施設の統合整備、財政計画などについて、より具体的な検討を行います。▽**新市建設計画の策定**



### 合併協議会 [新市建設計画策定小委員会]



## 新市将来構想策定の基礎資料となる 住民意向調査にご協力ください

当協議会では地域住民の皆さんのご意見を十分に反映して検討を進めるため、住民意向調査を行うこととしました。

今回の住民意向調査は、新しいまちづくりを行う場合に、住民の皆さんがどのような意見やご要望をお持ちか、また、新市に何を期待されるのかなどについてお伺いするものです。

なお、調査票は2市2町の全世帯へお配りさせていただいておりますので、ご家族皆さんで話し合いながらご記入いただいで結構です。

ご記入いただいた調査票は12月16日(月)までに同封の封筒へ入れていただき、お近くの郵便ポストへ投函してください。  
(切手は不用です)

